

横浜国立大学オープンアクセス方針実施要領

平成 30 年 2 月 23 日

附属図書館長裁定

(趣旨)

横浜国立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において作成された学術情報等を学内外に公開することを通じて、社会の負託に応え、世界の学術研究のさらなる発展に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

- オープンアクセスとは、学術論文等がインターネット上で公開され、無料で利用が可能になっている状態を指します。
- オープンアクセスによって、著者にとっても、以下のようなメリットが考えられます。
 - ・ インターネット上で、無料で公開することによって、誰にでも論文を読んでもらうことができます。
 - ・ 上記によって、論文が引用される可能性が高くなります。
 - ・ 研究成果を社会に還元し、活用を促進することにつながります。
- オープンアクセスの手段としては、以下の 2 種類があります。
 - ・ グリーン・オープンアクセス
機関リポジトリ等で、出版社版または著者最終稿を無料で公開する方法。
 - ・ ゴールド・オープンアクセス
学術雑誌自体をオープンアクセス出版する方法。現状では、著者が APC（Article Processing Charge＝論文出版加工料）を支払うことによってオープンアクセスジャーナルを出版するというモデルが主流となっている。

(学術論文等の公開)

本学は、本学に在籍する教職員の学術論文等を、横浜国立大学学術情報リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）、または、その他当該論文の著者が選択する方法によって、公開する。ただし、学術論文等の著作権は、本学には移転しない。

- 本方針の対象者は、横浜国立大学に在籍する常勤の教職員とします。
- 非常勤講師（本務先のない場合）、有期雇用者、名誉教授、大学院生については、リポジトリに学術論文等を登録し、オープンアクセスで公開することができます。

- 学術論文等とは、具体的には以下のような論文を指します。
 - ・ 学術雑誌論文
 - ・ 会議発表論文
 - ・ 紀要論文
- 「その他当該論文の著者が選択する方法」とは、具体的には以下のような方法を指します。
 - ・ オープンアクセスジャーナルへの掲載による公開（ゴールド・オープンアクセス）
 - ・ 他機関における機関リポジトリでの公開
- 著作権については、「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針」第9条13項にあり、著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保されます。

(適用の不遡及)

本方針施行以前に出版された学術論文等や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した学術論文等には、本方針は適用しない。

- 本方針が施行された平成30年4月1日以前に発表された学術論文等については、本方針をさかのぼっての適用は行いません。

(適用の例外)

リポジトリでのオープンアクセス化を選択した場合において、著作権等のやむを得ない理由で公開が不適切であるとの申出が著者からあった場合は、本学は当該学術論文等を非公開とすることができる。

- やむを得ない理由とは、具体的には以下のようなものがあります。
 - ・ 著作権者の同意が得られない。
 - ・ 個人情報等を含む内容のため、インターネット上での公開がはばかれる。

なお、次のような理由は、やむを得ない理由には該当しません。

- ・ 特許の申請のため。(学術論文等として、すでに公開された論文を対象としているため。) ※この点は、学位論文とは異なりますのでご注意ください。
- 免除については、「公開」の免除とします。上記のようなやむを得ない理由がある場合においても、リポジトリへのデータの登録(提供)についてはすみやかに行ってください。

○ 公開免除の申請の方法

書面またはウェブサイトのフォームから申し出を行ってください。

(学術論文等の提供)

教職員は、学術論文等をリポジトリで公開することを選択した場合には、できるだけすみやかに、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に無償で提供する。

なお、リポジトリの運営に関わる事項は、「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針」に基づき、取り扱う。

- オープンアクセスの方法として、本学のリポジトリでの公開を行う場合は、著者最終稿および登録許諾書を、附属図書館リポジトリ担当宛お送りください。
- お送りいただいた学術論文等について、リポジトリでの公開の可否や公開禁止期間(embargo)の確認作業は、附属図書館が行います。なお、論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書(Copyright Transfer Form)を添付いただくと、確認作業がスムーズに行えますので、ご協力をお願いします。
- 確認作業の結果、出版社版のリポジトリでの公開が認められている場合は、附属図書館が出版社版を入手し、リポジトリで公開します。
- 公開禁止期間(embargo)が設定されている場合は、公開禁止期間が終了した後、リポジトリで公開します。
- その他やむを得ない理由で公開は不適切との申請を行った場合でも、著者最終稿については、附属図書館リポジトリ担当宛お送りください。

(その他)

本方針に定めるものほかオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

- オープンアクセス方針および本実施要領の他、オープンアクセスに関し必要な事項は、学術情報リポジトリ運営委員会他、関連部署で協議し、附属図書館ウェブサイト等で広報します。